

音楽著作権管理競争の変容と行く末（1）

姜 連 甲

目次

1 序

2 JASRACの変化

2・1 管理手数料（実施料率を含む）の引き下げと種目細分化

2・2 管理委託範囲の選択サイクルの短縮

2・3 信託契約申込金の無料化

2・4 管理委託選択範囲の縛り解消

2・5 著作者の自己使用範囲の拡大

2・6 分配明細データ詳細化

2・7 演奏権等の管理委託範囲の細分化

2・8 利用割合の反映

2・8・1 放送の包括使用料における利用割合の反映

2・8・2 イベント・コンサートの包括使用料における利用割合の反映

### 3 現存管理事業者の特徴と管理競争の行く末

#### 4 結び

## 1 序

音楽の著作権管理事業分野において、日本音楽著作権協会(以下、「JASRAC」)又は「協会」という)は2001年の規制緩和以降も長らく独占的地位を占めていた。しかし、楽曲の放送利用における使用料の包括徴収方式(プランケット契約)の独占禁止法違反を巡って、2008年4月23日に公正取引委員会の立入検査が行われたことから、JASRACも少しずつながら、競争者を意識した改革を始めた。特にJASRAC、(旧)elicase、(旧)JRC(以下、右記旧二社を「NextTone」という)<sup>(1)</sup>、日本放送協会及び日本民間放送連盟が文化庁の立会いの下で行った、放送番組における管理楽曲の利用割合の算出方法に関する協議(以下、「五者協議」という)が、2015年9月17日に合意に達した以降に、音楽著作権管理事業分野の競争局面に果たして変化が起きるかは、関心を集めていた。

他方でしかし、音楽著作権管理事業は、新規参入を成功させるハードルが決して低くないという歴史的経緯から窺えるように、閉鎖的という側面も否めない。このため、音楽著作権管理競争を巡る変化は、必ずしも外部からはつきりと窺い知ることができない。

そこで本稿は、日本音楽出版協会がビジネス情報事業として実施した音楽著作権管理者養成講座の解説及び私の疑問に対するJASRACやNextToneの担当者からの回答、更にJASRACの変化に着目し、規制緩和後も

(3)  
 〈2010～2014年度に実施料率が引き下げられた主な種目〉

| 区分    | 届出料率 | 実施料率         |              |              |              |
|-------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|       |      | 10/6月<br>分配～ | 11/6月<br>分配～ | 12/6月<br>分配～ | 14/6月<br>分配～ |
| 演奏等   | 30%  | 27%          |              | 26%          |              |
| 映画上映  | 30%  | 30%          |              |              | 26%          |
| 放送等   | 15%  | 11%          | 10%          |              |              |
| 貸レコード | 15%  | 11%          |              |              | 10%          |
| 貸ビデオ  | 25%  | 11%          |              |              | 10%          |

長らく独占状態にあった音楽著作権管理事業分野の変容を明らかにし、その上で新規参入の障壁を含む今後の競争局面の変容についても予測を試みる。

## 2 JASRACの変化

### 2・1 管理手数料（実施料率を含む）の引き下げと種目細分化

包括徴収方式（プランケット契約）の独占禁止法違反を巡って公正取引委員会の立入検査を受けた以後、JASRACは管理手数料、とりわけ実施料率<sup>(2)</sup>を分配期ごとの調整ではあるが、積極的に引き下げようになった。例えば主な種目というと、2010～2014年度の間に演奏や放送等の実施料率<sup>(3)</sup>が変更された。

更に、2015年度に「インタラクティブ配信」の管理手数料実施料率は11%から10%へ引下げられ<sup>(4)</sup>、2016年度に「演奏等」と「映画上映」の管理手数料実施料率は26%から25%へと引き下げられた<sup>(5)</sup>。その後も管理手数料（実施料率を含む）の引き下げが続けられ、2019年度の事業報告書から、本来分配期ごとに調整される実施料率の引き下げは、「より実態に即した管理手数料体系とするための継続的取組の一環」「管理の効率

## 2020年6月分配期以降に適用する実施料率

| 使用料の区分     | 2020年6月分配期以降に適用する実施料率 | 現行の実施料率 |
|------------|-----------------------|---------|
| 放送等        | 8.5%                  | 9%      |
| 有線放送等      | 9.5%                  | 10%     |
| インタラクティブ配信 |                       | 10%     |

化と経費の削減に向けた取組」として位置付けられるようになった。これに合わせて翌年度において、次のように「放送等」「有線放送等」「インタラクティブ配信」の三つの使用料区分は、更に0.5%という半恒久的な引き下げが実施された。<sup>(6)</sup>

他方で、近年進められてきた管理手数料種目の細分化、殊に「演奏等」の種目細分化も、管理手数料の引き下げに大きく寄与している。例えば、「演奏等」の管理手数料の実施料率は長年、引き下げを重ねても25%台に止まっていたが、「遊技機上映・演奏」(2018年9月新設)や「大規模演奏会等」(2019年9月新設)の種目に細分化した<sup>(7)</sup>ことにより、一部の種目ではあるが実施料率を15%まで引き下げることができた。ここで、2012年6月時点と2020年6月時点の管理手数料(届出料率と実施料率)を比較してみる。届出料率も実施料率も、ともに引き下げられている傾向が顕著にみられる。

| 2012年6月分配期管理手数料 <sup>(8)</sup> |                       |      |         |
|--------------------------------|-----------------------|------|---------|
| 使用料の区分                         |                       | 届出料率 | 実施料率    |
| 演 奏 等<br>映 画 上 映               |                       | 30%  | 26%     |
|                                |                       |      | 30%     |
| 放 送 等<br>有 線 放 送               |                       | 15%  | 10%     |
|                                |                       |      | 10%     |
| 映 画 録 音                        |                       | 30%  | 20%     |
| 出 版 等                          |                       | 20%  | 20%     |
| オ ー デ ィ オ 録 音<br>オ ル ゴ ー ル     |                       | 6%   | 6%      |
| ビ デ オ グ ラ ム                    |                       | 13%  | 10%     |
| 貸 与 ( 貸 レ コ ー ド )              |                       | 15%  | 11%     |
| 業 務 用 通 信 カ ラ オ ケ              |                       | 15%  | 10%     |
| イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信            |                       | 15%  | 11%     |
| B G M                          |                       | 12%  | 12%     |
| C D グ ラ フ ィ ッ ク ス 等            |                       | 6%   | 6%      |
| カ ラ オ ケ 用 IC メ モ リ ー カ ー ド     |                       | 6%   | 6%      |
| 外 国 入 金                        | 録 音                   | 5%   | 5%      |
|                                | 演 奏                   |      | 5%      |
| そ の 他                          | 貸 ビ デ オ               | 25%  | 11%     |
|                                | コ マ ー シ ャ ル 送 信 用 録 音 |      | 8% (注1) |
|                                | そ の 他                 |      | ※ (注2)  |

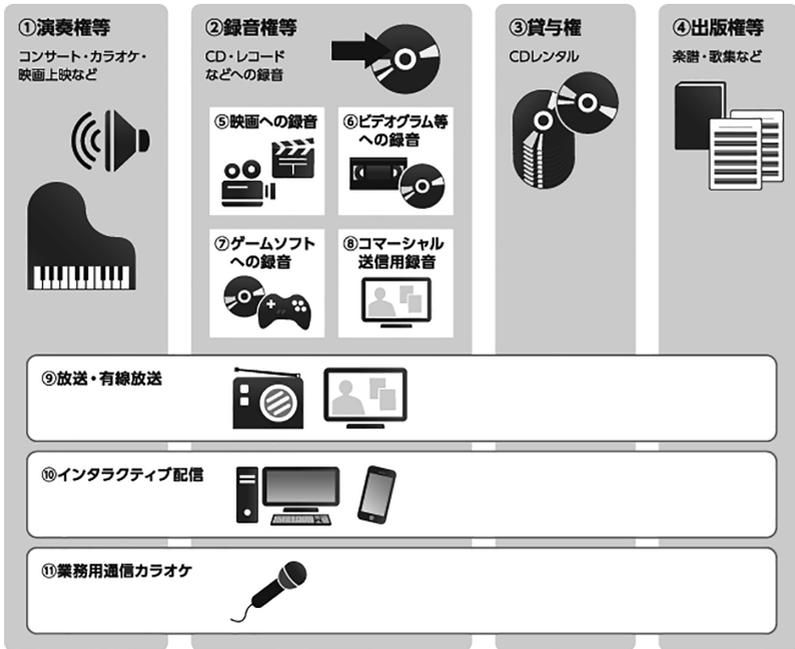
| 2020年6月分配期管理手数料率 <sup>(9)</sup> |      |      |
|---------------------------------|------|------|
| 使用料の区分                          | 届出料率 | 実施料率 |
| 演 奏 等                           | 25%  | 25%  |
| 大規模演奏会等(注1)                     |      | 15%  |
| カ ラ オ ケ                         |      | 24%  |
| 遊 技 機 上 映 ・ 演 奏                 |      | 15%  |
| B G M                           |      | 25%  |
| 貸 与 ( 貸 レ コ ー ド )               | 10%  | 10%  |
| 業 務 用 通 信 カ ラ オ ケ               |      | 9%   |
| 放 送 等                           | 10%  | 8.5% |
| 有 線 放 送 等                       |      | 9.5% |
| イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信             |      |      |
| 映 画                             | 25%  | 録 音  |
|                                 |      | 上 映  |
| 出 版 等                           |      | 25%  |
| オ ー デ ィ オ 録 音                   | 6%   | 6%   |
| オ ル ゴ ー ル                       |      |      |
| C D グ ラ フ ィ ッ ク ス 等             |      |      |
| カ ラ オ ケ 用 IC メ モ リ ー カ ー ド      |      |      |
| ビ デ オ グ ラ ム 録 音                 | 10%  | 10%  |
| 広 告 目 的 で 行 う 複 製               |      | (注2) |
| ゲ ー ム に 供 す る 目 的 で 行 う 複 製     |      |      |
| そ の 他                           | 25%  | (注3) |
| 貸 ビ デ オ                         |      | 10%  |
| 外 国 入 金                         | 5%   | 録 音  |
|                                 |      | 演 奏  |

## 2・2 管理委託範囲の選択サイクルの短縮

委託者が管理委託範囲を支分権（演奏権、録音権等）や利用形態（インタラクティブ配信、広告目的で行う複製等）ごとに選択することができるというJASRACの制度は2002年に付則特例規定の形で導入されたものである。しかし、これまでは、管理委託範囲を変更できるタイミングは契約更新時、即ち3年ごと（制度導入当初は5年）に限定されていたため、委託者の選択自由度を制約していただけでなく、他の管理事業者へ乗り換えるためのスイッチングコストを高めている要因と指摘されてきた。更に、五者協議が合意に達した2015年以降、NextToneが正式に楽曲の放送利用管理分野に参入したことは、JASRACにとつて、その一強体制を揺るがしかねず、競争のプレッシャーを感じさせられる脅威になりつつある象徴的な出来事と見られる。そんな中、JASRACは選択サイクルを2017年から1年に短縮するという管理方法の変更を行った。<sup>(10)</sup>

## 2・3 信託契約申込金の無料化

JASRACとの管理契約においては従来、新規事業者より管理手数料が高いうえ、契約の締結にあたって更に信託契約申込金（27,000円、音楽出版者の場合は81,000円）の支払いも必要であった。<sup>(11)</sup> 2021年7月、JASRACは申込金制度を導入した当時と比べて、著作物使用料分配額の増加や管理業務の効率化により費用率を引き下げられていることに加え、より多くの権利者から管理委託を受けることが、権利保護とユーザーの利便のさらなる充実につながることを理由として、長きにわたって続いてきた申込金制度を廃止し無料にすることを発表した。同年6月24日の定時社員総会の決議により、管理委託契約約款の申込金に関する規定が削除され、9月1日



(12)

契約（7月以降の申し込み）分から無料化が適用されることになった。

## 2・4 管理委託選択範囲の縛り解消

管理委託範囲を選択するにあたって、これまで様々な縛りが設けられていた。これにより、委託者の選択自由が制限されていたが、放送使用料を巡る争いにおいてやむなく譲歩し、和解ののち公正取引委員会に審判請求取下げ書を提出した（2016年9月9日）という、所謂JASRAC事件の終結まで、JASRACはそれらの縛りを緩めようとする動きを見せることはなかった。ところが、事件終結からまもなく、「委託者の自由度向上・委託者の意思尊重のための仕組みの整備」と掲げ、約款を変更し、設けていた縛りを自ら緩める取り組みを始めた。例えば、従来において次の説明図にある⑨放送・有線放送、⑩インタラクテ



イブ配信及び⑩業務用通信カラオケの利用管理を委託するための前提条件として、①演奏権等又は②録音権等の管理も必ずJASRACに委託しなければならぬことになっていたが、2017年4月1日より、前記⑨⑩⑪の三分は、演奏権等・録音権等との抱き合わせから完全に分離され、単体での委託もできるようになった。

また、例えば、外国地域のみが管理委託が選択できないという点も、委託範囲の選択が制限されているとして従来から指摘されてきたことであった。多くの外国管理団体は、どの管理契約締結団体のメンバーでもない著作者を演奏権使用料の分配対象としていない。つまり、著作者自身がJASRACと信託契約を締結していない場合（かつ他の管理団体のメンバーでもない場合）は、音楽出版者を通じてJASRACに管理委託がされていても、外国団体の多くはその著作者を演奏権使用料の分配対象としていない。しかし、これまでJASRACは、日本国内における利用管理を委託せずに、外国地域における利用管理のみを委託することを認めておらず、実質上抱き合わせ販売のような状態であった。このため、JASRACと直接に信託契約を締結することができない著作者は、外国地域における演奏権使用料の分配を受けることができない状況にあった。そんな中、2017年6月の定時社員総会において、国内管理と切り離して外国地域のみが管理委託を選択可能とする約款変更も行われ、注目を集めた。

このように、JASRAC事件が終結して以後、著作者の選択範囲を制約していた縛りをJASRACが能動的に緩める方向へ動いているということが窺われる。委託者の意思を反映し、委託者の自由度を高める改善ということができる。

## 2・5 著作者の自己使用範囲の拡大

音楽作家が自身の創作した楽曲を使用しようとする場合にも、著作物の利用開発目的かつ対価を得ない場合でな

いかぎり、JASRACへ使用料を支払わなければならない、自己使用の自由が著しく制限されていることは、独占ゆえの硬直化した管理体制の弊害として、今までもたびたびやり玉に挙げられてきた。自己使用の制限を巡る是非について、妥当な指摘がある一方で、筋違いの批判もあり、更に訴訟まで発展したケースさえある<sup>(14)</sup>。それだけ自由な自己利用は期待されているという表れともいえよう。

他方で、JASRACの競争事業者は、提供できる管理楽曲の数量こそJASRACに敵わないが、委託者自己使用のための工夫をしておき対価を伴う自己使用にも対応するので、高い自由度を特長としている。しかし、JASRACと契約している委託者は楽曲の自己使用に際し、対価を得ないで自らが運営するホームページ等で自己作品の配信を行う場合のみ、所定の届出書を提出することで使用料を免除されるといふ厳格な条件が課されていた(旧著作権信託契約約款第11条1項1号、2項2号に基づく)<sup>(15)</sup>。作品の管理留保又は制限というオプションが既に設けられているため、著作者自身による自己作品使用がある程度可能であり、また著作権の集中管理特性から無償使用の場合に限るのも合理的というのが、JASRACの考え方だったようである。

ところで、JASRAC事件以後、より自由な自己使用を望む声に応える検討が始められた。2017年6月28日JASRACの定時社員総会において、著作者の「自己使用の範囲を拡大し、音楽出版者との著作権契約のない作品については、対価を得て行う自己使用であっても管理の留保又は制限をすることができる」ことが決定された。著作権信託契約約款が改定され、2017年8月1日より遂に著作者の自己使用の範囲が拡大されることになった。JASRACの信託者は、日本国内における一定の使用について、使用する作品の関係権利者全員の同意を得た上で、JASRACに使用料を支払うことなく、自己の作品を使うことができるようになった<sup>(16)</sup>。

他方で、自己使用のために多くの場合において、委託者は関係権利者全員（自身以外の作詞者・作曲者や音楽出版者等）の同意を得なければならないことになっていて制約されているように見えるが、関係権利者全員の同意という条件は2017年以前から存在していたものである。この点においては従来と変わらないが、自己使用の範囲は従来より拡大されているという意味において意義がある改善と考えられる。

## 2・6 分配明細データ詳細化

競争事業者と比べ、JASRACの使用料の分配明細書が詳細に欠け、不透明という問題は従来から権利者側から指摘されてきた。JASRACは事件以後、このような声にもやっと耳を傾けるようになり、大量の利用曲目報告データを活用した分配明細の詳細化の検討を進めた。

その結果、2017年9月の分配期から、まずインタラクティブ配信から「分配明細データ詳細版」の提供を開始した。分配対象作品ごとに、利用された配信サービス、配信年月、リクエスト回数、分配額等の詳細な内訳を示すようになっていた。その後、演奏会や放送等の分野にも「分配明細データ詳細版」の提供が始まった。

JASRACにとってマイナイチェンジ的な改善点ではあるが、競争事業者側からすれば、JASRACに機先を制しうるごく限られた領域の一つでもある。それだけ、競争事業者の長所と存在を意識するようになり、自身のイメージの刷新を図ろうとするJASRACの本気度が窺える。

## 2・7 演奏権等の管理委託範囲の細分化

前述の延長線上に位置づけられる動きとして演奏権等の管理委託範囲の細分化においても変化が表れている。2

演奏権等

| 第 1 区分                               | 第 2 区分                   | 第 3 区分                  |
|--------------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 演奏会その他の催物における演奏等、第 2・第 3 区分に該当しない演奏等 | 社交場における演奏等、カラオケ機器を用いた演奏等 | 映画上映、ビデオ上映、遊技機上映・演奏、BGM |

(19)

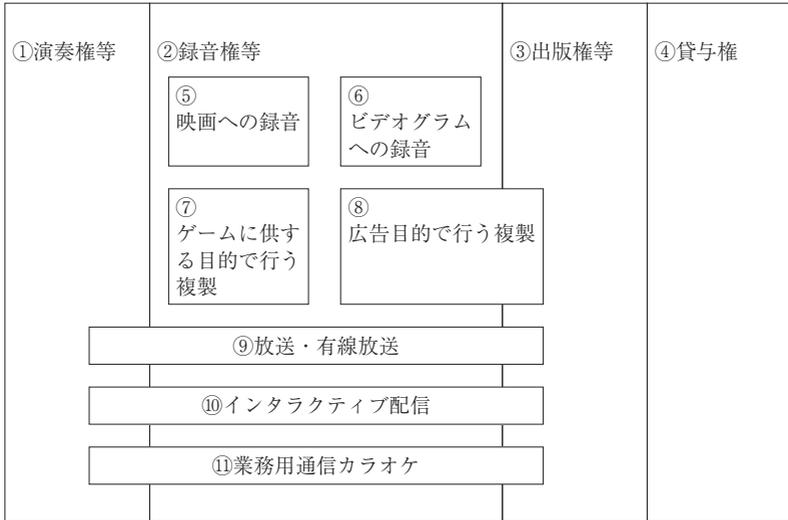
021年まで、ほかの支分権管理よりも管理コストが大きいため、JASRACは演奏権に関わる管理委託範囲を一つのみとまとめたカテゴリーとして設定し、ほかの支分権のような利用形態に基づく細分化を実施してこなかった。このことは、委託者の選択自由を制限するだけではなく、新規参入を阻む障壁でもあるとして従来から問題視されてきた。

規制緩和以後においても、JASRACが独占的状态を維持してきた市場支配力の源泉が演奏権の管理であることは、以前の論文において指摘したとおりである<sup>(17)</sup>。他方で、JASRACもこのことを非常に意識して自ら「適切な競争環境の構築のための取り組み」を打ち出しており、<sup>(18)</sup>演奏権の管理に関する管理委託区分の細分化は、それを象徴するような取り組みである。この細分化により、権利者は、社交場やカラオケ機器等を用いた演奏利用、映画上映・ビデオ上映・遊技機上映演奏・BGMにおける演奏利用又はその他の演奏利用という三つの区分から、委託する演奏権の管理範囲を選択できるようになった。

これに伴い、2022年4月1日より、JASRACの「管理委託契約約款」(2021年7月5日変更届出)第6条で定められる管理委託範囲の選択は次の説明図で示されているように変更することになった。

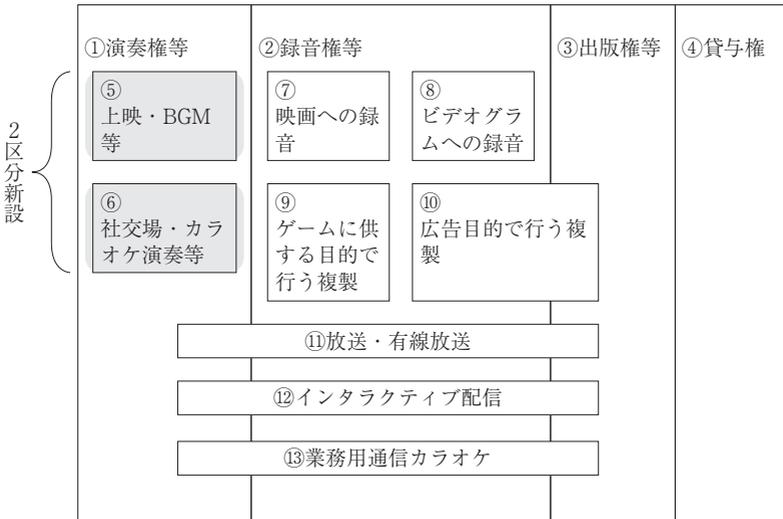
演奏権管理の牙城に自らメスを入れるような取り組みの背景に、競争者の存在と、独占状態が続いていることに厳しい目を向けられていることを意識し、委託者の意思と選

【2022年3月31日以前】



(20)

【2022年4月1日以後】



(21)

扱の自由をより尊重せざるをえなくなっている側面はあるが、競争者(NexTone)の演奏権管理分野への参入障壁を緩和するという点において大きな意義を有すると考えられる。実際にNexToneは、JASRACの演奏権細分化を機に2022年から(管理委託契約約款2022年2月25日届出)、演奏権管理分野への新規参入を始めた。演奏権に関わるすべての区分項目を管理することができるのではなく、更に多くの利用者を確保できるのかといった新規参入事業者としての課題もあるが、JASRACにとっては独占が所以の批判や監視の目を、当面和らげることができそうである。

## 2・8 利用割合の反映

ここでいう「利用割合」とは、JASRACとその競争者の楽曲がそれぞれ利用されていた割合のことを指す。利用割合の反映はJASRAC事件が起きるまでは問題視されることはなかった。その背景として、当時各分野で利用されていた楽曲の99%がJASRACの管理楽曲だったと言っても過言ではなかったことや、競争者の楽曲が利用されたとしても、利用者どころか、競争者自身でさえ気づかないこと(十分な管理能力を備えていなかった)が多かったという事情があった。しかし、JASRAC事件により状況が一変し、放送管理分野へ新規参入しようとした旧eJLicenseから、JASRACが徴収した使用料にはeJLicenseの分も含まれ反映されるべきという、初めての利用割合問題が提起された。事件以後、利用された管理楽曲には競争者のものが含まれていないかはJASRACが調べるようになっていく。そこで、利用割合の反映についてJASRACの取り組みを二、三紹介する。

| 年度   | 放送使用料徴収実績額 <sup>(24)</sup> | 前年比                    |
|------|----------------------------|------------------------|
| 2008 | 27,760,000,000             | 104.5% <sup>(25)</sup> |
| 2009 | 27,170,000,000             | 97.9%                  |
| 2010 | 27,543,203,000             | 101.3%                 |
| 2011 | 27,886,062,827             | 101.2%                 |
| 2012 | 29,219,601,661             | 104.8%                 |
| 2013 | 29,762,870,259             | 101.9%                 |
| 2014 | 31,615,261,530             | 106.2%                 |
| 2015 | 31,512,963,671             | 99.7%                  |
| 2016 | 31,129,430,342             | 98.8% <sup>(26)</sup>  |
| 2017 | 32,117,729,809             | 100.7%                 |
| 2018 | 30,753,381,000             | 98.7% <sup>(27)</sup>  |
| 2019 | 31,030,444,000             | 100.9% <sup>(28)</sup> |
| 2020 | 30,000,672,000             | 96.7%                  |

## 2・8・1 放送の包括使用料における利用割合の反映

2015年になされた五者協議の合意に基づき、JASRACは放送利用の使用料計算において自己と競争者（NextOne）の割合を反映させる取り組みを始めた。これに伴い注目されるのは、利用割合の反映が、実際に新規参入に寄与でき、NextOneのシェアを押し上げたか、という点である。そこで、それぞれ利用された管理楽曲の割合（シェア）について、JASRACとNextOne双方の担当者（幹部及び役員）に尋ねてみたが、双方とも公表しないことになっているという回答であった<sup>(29)</sup>。公表されないという背景に様々な理由が考えられる<sup>(30)</sup>。

他方でJASRACは放送利用に関わる使用料の徴収額を毎年公表しており、利用割合の反映以後における徴収額の推移からも、JASRACとNextOneの占有率変化がある程度見え

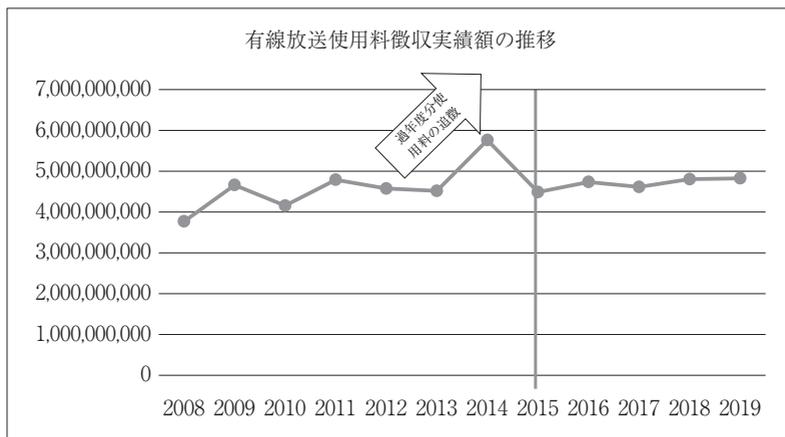
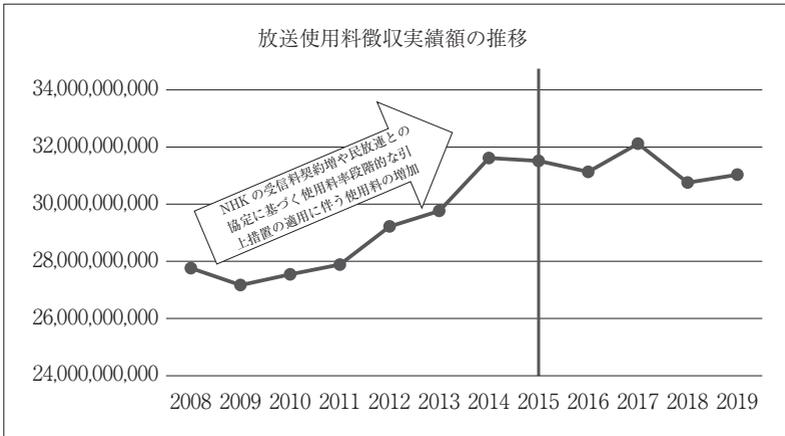
| 年度   | 有線放送使用料徴収実績額 <sup>(29)</sup> | 前年比                    |
|------|------------------------------|------------------------|
| 2008 | 3,770,000,000                | 58.6%                  |
| 2009 | 4,660,000,000                | 123.4%                 |
| 2010 | 4,154,987,000                | 89.1%                  |
| 2011 | 4,788,947,821                | 115.3%                 |
| 2012 | 4,573,497,335                | 95.5%                  |
| 2013 | 4,515,132,703                | 98.7%                  |
| 2014 | 5,760,582,213                | 127.6% <sup>(30)</sup> |
| 2015 | 4,486,953,970                | 77.9%                  |
| 2016 | 4,733,061,766                | 105.5%                 |
| 2017 | 4,611,859,419                | 103.1%                 |
| 2018 | 4,802,266,000                | 100.1%                 |
| 2019 | 4,823,165,000                | 100.4%                 |
| 2020 | 4,710,532,000                | 97.7%                  |

てくるのではないかと思われる。例えば、使用料における割合の反映が合意・実施され始めた2015年以降は、それ以前と比べてJASRACの徴収額が明らかに減少している傾向が認められれば、それだけNextOneの管理楽曲が多く利用されシェアを伸ばしているという説明材料になる。

そこで、2008年（JASRACに対する公正取引委員会の調査が始まった頃）～2020年度（本稿執筆時点で公表されたデータ最新の年度）における放送と有線使用料徴収額の推移を調査比較してみたい。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、放送事業収入が減少したことに加え、広告費を削減した企業が多く、CMにおける楽曲利用も大幅に減少したため、放送全般（有線を含む）の使用料額は減少した（2021年度も似たような状況と予想される）。本来の競争状況を正確に反映するデータにはならないことから、2020年度





の使用料データのみ省くと、次のようにJASRACの放送等使用料の推移を確認することができる。

年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業者収入に1.5%を乗じて得た額とされている。このため、2015年の使用料徴収額は実質2014年の放送事業者収入をベースにしており、2016年の使用料徴収額は実質2015年の放送事業者

収入をベースにすることになっている。

使用料徴収額の規模が大きい放送利用部門は、2010年度から顕著な上昇傾向が見られる。その理由について、JASRACの説明によると、日本民間放送連盟(以下、「民放連」という)との使用料率協定に基づいて2010年度から2018年度まで9年間かけて段階的に引き上げたことに加え、NHK受信契約の増加に伴うものである。他方で、有線放送の使用料額に関しては一部の局において滞納が発生していたため、上昇傾向が緩やかで、また2014年度の追徴によって一時的に徴収額の急上昇が生じた。

使用料はJASRACと競争者の間で分け合うことになった以上、当然のことながら使用料全体に占めるJASRACの割合が減ることになり、競争者の割合(実質的にNextToneの割合)が増えることになる。したがって、本質的な論点は、JASRACの割合がどの程度減っているか、NextToneの割合がどの程度増えているのかである。

まず、放送利用部門における使用料徴収額の推移をみると、確かに五者協議が行われた2015年度とその翌年度にJASRACの徴収額において前年度より緩やかな下振れが見られた。<sup>31)</sup>背景には、NextToneへの分配による影響は当然考えられるが、JASRACによると企業のCMソング利用の低調が原因の一つとされている。他方で、2017年度になると、徴収額が大幅な上昇を見せ、少なくともグラフ上においてNextToneへの分配による影響は見取れない。また、2018年度は、徴収額に減少が見られるが(当然NextToneへの分配による影響も考えられる)、JASRACによると、CM利用の低調に加え、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの反動により民放各社の放送事業収入が減少したのが原因であったという。<sup>32)</sup>更に2019年度になると、再び徴収額の上昇に転じ始めた。このように、NextToneに対する放送使用料の強制配分により、2015年度を境にそれまで徴収額を増やしてきたJASRACの勢いが鈍化しており、徴収した使用料は一部がNextToneのほうへ流れ出て減少

したことは否めない。他方でしかし、使用料徴収額の鈍化の背景において、NHK新規契約数の減少や民放連との使用料率段階的引き上げの終了といった状況も重なっていたため、NextToneへの使用料分配がなかったとしても、JASRACの放送使用料徴収額の鈍化は避けられなかったのではないかと推測される。

その一方で、有線放送使用料の徴収額推移をみると、過年度分の使用料追徴に伴う一過性の起伏を除き、ほぼ緩やかに一定に保たれている状態にある。NextToneへの使用料分配により徴収額が減少しているような様子が見受けられない。

前述の状況を総合すると、NextToneへの使用料分配に伴い徴収額の全体におけるJASRACの割合が減少したものの、大幅な低下を示す有意な変化は確認できないため、現段階においては微減程度に止まっているのではないかと推測される。より正確に利用割合の変動を分析するために、感染が収束後に、更に長い目で観測していく必要がある。前述のように、放送分野における利用割合について、当事者であるJASRACとNextToneもそれぞれ対外に公表しないことにしている。JASRACとしては、独占禁止法の監視と追い打ちを極力避けたい状況にあるため、(五者協議の後にも楽曲の使用割合に大きな変化がないといった)シェアの誇示に繋がる情報発信を固く控えるようとするのは、むしろ当然に思われる行動である。他方で、NextToneとしては、JASRACの包括契約が自己の事業拡大を大きく阻害したもので、参入障壁となったそれを取っ払えばシェアを拡大できることを従来から主張してきた立場なので、実際に注目されるほどのシェアをJASRACから奪い取れているならば、特段の理由がないかぎり、積極的に情報発信しない理由がないのではないかと考えられる。

## 2・8・2 イベント・コンサートの包括使用料における利用割合の反映

新規参入ができておらず、独占状態が続いている分野である以上、JASRACは再び私的独占と指摘される可能性が常にある。このような教訓から、JASRAC事件以後、同協会は利用割合の反映を自ら推進するような動きも見られる。その代表例は演奏権管理分野におけるイベント・コンサートの包括使用料における利用割合の反映である。

既述のように、演奏権の管理はJASRACの音楽著作権管理事業を支える根幹部分であって、ほかの分野よりも管理コストが高く、大規模の管理ネットワークやノウハウが必要となるため、JASRACの創立から80年を超えて独占してきた分野でもある。このような重要な管理分野であるだけに、競争者であるNextOneはとうの昔から参入を目論んでいた。特に2021年以降に、とりあえずは参入してみようとするNextOneの動きが囁かれていたことから、JASRACは放送分野に続き演奏権管理分野のイベント・コンサートの包括使用料についても、2021年4月から利用割合の反映を始めた。具体的にいうと、1公演(イベント)を単位として算定する使用料を適用する場合、利用楽曲に他の管理事業者の管理楽曲が含まれるときは、1公演ごとの使用料にJASRAC管理楽曲の利用割合を乗じて請求額を算出するという<sup>(33)</sup>ことである。このような変更によって、仮にNextOneが演奏権管理分野へ新規参入することができないというような事情が存在するとしても、再び包括契約を理由にJASRACの排除行為を訴えることができなくなる。

また、楽曲の貸与や業務用通信力ラオケの包括利用管理においても(暫定)利用割合を反映させるようになって<sup>(34)</sup>いる。

以上で2015年の五者協議以来、JASRACに起きた主な変化をまとめてみた。JASRAC事件以前と比べ、明らかにJASRACは競合事業者との競争を意識し始めた。他方で、競合事業者であるNextOneも、放送管理分野への参入を足場に、管理事業での地歩を固めようとしている。そこで、次章では、両者それぞれの強みを分析した上で、音楽著作権管理競争の行く末について観測的に検討してみることにする。

(未完)

### 註

- (1) 右記(旧)二社は、2016年2月1日に事業統合し、商号をNextOneに変更した。
- (2) 管理手数料とは、著作権管理事業者が管理業務に要する費用を賄うためのもので、著作権等管理事業法の定めに従い、利用形態別に文化庁への届出料率が定められ、委託者の使用料収入から控除される。他方で、管理手数料の実施料率とは、理事会の承認を得て届出料率の範囲内で実際に適用されている手数料率のことである。
- (3) 一般社団法人日本音楽著作権協会「2013年度JASRAC事業の概要」5頁(2014年5月21日公表)。
- (4) 一般社団法人日本音楽著作権協会「2014年度JASRAC事業の概要」4頁(2015年5月20日公表)。
- (5) 一般社団法人日本音楽著作権協会「2015年度JASRAC事業の概要」4頁(2016年5月25日公表)。
- (6) 一般社団法人日本音楽著作権協会「2019年度の事業」11頁(2020年5月20日。JASRACプレスリリース2020年2月18日「2020年6月分配期から管理手数料実施料率を一部引き下げます」<https://www.jasrac.or.jp/release/20/0218.html>)(2022年5月30日最終閲覧)。
- (7) 日経BPOコンサルティング編『JASRAC 80年史 音楽でつながる未来へ』(一般社団法人日本音楽著作権協会、2019)163頁。JASRACプレスリリース2019年2月19日「2019年9月分配期から管理手数料実施料率を一部変更します」[https://www.jasrac.or.jp/release/19/1902\\_1.html](https://www.jasrac.or.jp/release/19/1902_1.html)(2021年11月6日に最終閲覧)。
- (8) 「管理手数料届出・実施料率表」(2012(平成24)年6月分配期から2013(平成25)年3月分配期に適用)。
- (9) 「管理手数料届出・実施料率表」(2020(令和2)年6月分配期から適用)。

(10) JASRAC「著作権信託契約約款」2017年6月30日届出。同約款において、5条「管理委託範囲の選択時期」が新設され、同条2項は「委託者は、毎年4月1日に、前条の規定に従い、管理委託の範囲を変更することができる。この場合においては、その前年12月31日までに受託者に書面での旨を通知しなければならない。」というように、初めて約款の本文で管理委託範囲の選択サイクルを1年とし、毎年更新可能とすることを規定した。

なお、右記5条は、2021年時点約款において7条に移動されている。

(11) 他方で、契約して著作者が信託者となった後も、JASRACの会員となるためには（権利や福利厚生が異なる）、更に入会金25,000円+年会費4,000円を支払わなければならない。音楽出版社が信託者の場合、入会金は75,000円、年会費は20,000円となる（2022年5月時点）。

(12) 説明図は2016年4月時点でJASRACのウェブサイトで公表されていた説明資料である（現在は削除されている）。

(13) ただし、実費の範囲内で得る対価は対価とみなさない。

(14) 例えば、ライブハウスにおける演奏権侵害事件控訴審（知財高裁令和3年10月28日、判例集未登載裁判所Web）、ライブハウスにおける演奏権利用拒否事件控訴審（知財高裁平成28年10月19日、判例集未登載裁判所Web）、ライブハウス

(15) 第11条 委託者（音楽出版者を除く。）は、第3条第1項、第4条、第5条及び第10条の規定により定める信託著作権の管理委託の範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、次の各号に掲げる留保又は制限をすることができる。

(1) 委託者が、著作物の関係権利者（著作物使用料分配規程第2条第1号の関係権利者をいう。以下同じ。）全員の同意を得て、その利用の開発を図るため、日本国内において、著作物（前条第2号の規定により音楽出版者に譲渡した著作物を含む。）を自ら使用すること。ただし、委託者が、著作物の提示につき対価を得るときは、この限りでない。

2 音楽出版者である委託者は、第3条第1項、第4条、第5条及び第10条の規定により定める信託著作権の管理委託の範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、次に掲げる留保又は制限をすることができる。

（中略）

(2) 委託者が、著作物の関係権利者全員の同意を得て、その利用の開発を図るため、日本国内において、違法な複製等を防止する技術的保護手段を講じて、著作物を自らインタラクティブ配信すること。ただし、委託者が、著作物の提示につき対価を得るとき

※1 日本国内の使用にあたるもの

| 使用形態                    | 条件                        |
|-------------------------|---------------------------|
| 演奏会等                    | 演奏会等の開催地域が日本であること         |
| 複製（オーディオ録音・ビデオグラム録音・出版） | 複製物が頒布される地域が日本であること       |
| インタラクティブ配信              | コンテンツがアップロードされる地域が日本であること |

※2 一定の使用

| 対象の作品                | 対象の使用   |
|----------------------|---|
| ご自身の全ての作品            | 作品のプロモーション目的で対価を得ずに行う使用                       |
|                      | 作品のプロモーション目的で会場使用料等の実費（※3で解説）の範囲内の対価のみを得て行う使用 |
|                      | 対価を得る使用であって、理事会で定めた規模（※4で解説）の範囲内の使用           |
| 音楽出版者と著作権契約を結んでいない作品 |   |

※3 実費に含まれるもの

| 利用形態                    | 例   |
|-------------------------|---|
| 演奏会等                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料</li> <li>・舞台費用</li> <li>・パンフレット等の印刷費</li> <li>・出演者への交通費・食事代 など</li> </ul> |
| 複製（オーディオ録音・ビデオグラム録音・出版） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・録音・録画機器のレンタル代</li> <li>・スタジオ費</li> <li>・プレス費</li> <li>・印刷費 など</li> </ul>        |

※4 規模の上限

| 利用形態                    | 規模の上限  |
|-------------------------|--|
| 演奏会等                    | <p>入場料と会場定員数との積が400万円まで（入場料 × 会場定員数 ≤ 400万円）</p> <p>ただし、演奏の態様により必然的に会場の規模が大きくなるなど合理的な理由がある場合（※）には、基準にかかわらず、対象とすることができます。</p> <p>※オーケストラなど、出演者が多く報酬等の費用が高額になるため入場料を高く設定せざるを得ない場合、楽器編成・舞台装置等設備の制約から規模の大きい会場を使用せざるを得ない場合 など</p> |
| 複製（オーディオ録音・ビデオグラム録音・出版） | 複製数1,000枚・部まで  |
| インタラクティブ配信              | <p>「配信期間が3か月まで」または</p> <p>「リクエスト回数が1,000回に達するまで」のいずれか短い方の期間</p>  |

は、この限りでない。  
 (16) JASRACの公表資料「ご自身の作品を自ら使用する場合について」によると、信託者の自己使用範囲が次のように拡大されている（<https://www.jasrac.or.jp/contract/pdf/04.pdf>、2022年3月22日最終閲覧）。

- (17) 筆者の博士論文、「音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用…独占的狀態規制の適用可能性に関する研究」北海道大学学術成果コレクション(2015年)92-95頁(<https://doi.org/10.14943/doctoralk11928>)。
- (18) 音楽著作権協会「2020年度の事業」41頁(2021年5月19日公表)。以下、JASRAC「2020年度の事業」という。
- (19) 説明図はJASRAC「2020年度の事業」41頁(2021年5月19日公表)を引用している。
- (20) 説明図は日本音楽著作権協会「管理委託契約約款」(2021年7月5日変更届出)別表第1を引用している。
- (21) 説明図は、2021年度音楽著作権管理者養成講座9月14日講義配布資料…池上光朗「JASRACの業務(定款・約款)」より引用している。
- (22) JASRAC分配部部長の浅倉史征氏及びNextTone代表取締役COO荒川祐二氏のそれぞれに対するヒアリングから得た回答である。
- (23) 公表しない背景に様々な理由があるが、まずは次のような理由が考えられるのではないか。音声のフィンガープリントを使用したりデジタルキューシートを活用したりする全曲特定報告技術が従来よりは進歩しているものの、正確度は100%というわけではなく、まだまだ発展途上の段階にある。たとえ数パーセント程度の誤差でも、もともとシェアが小さいNextToneの参入イメージを大きく左右するものである。NextToneからすれば、少なくともシェアを確実に拡大してからでないと、知られたくないという心理があったのではないか。他方でJASRACも、今までの包括契約が新規参入を阻害したことを裏打ちするかもしれないような情報を発信したくないというのが本音ではなからうか。これらの思惑は、対外的に公表しないという共同歩調を生み出しているのではないかと考えられる。ただ、今後、例えばNextToneは自社管理楽曲の利用割合が一定程度に増えるようになった場合に、積極的に公表するように方針転換することも考えられる。
- (24) 各年度の事業報告書及び記者会見資料に基づく。
- (25) NHKは、受信契約数の増加等に伴い使用料の算定基礎となる受信料収入が増加したこと、協会との利用許諾契約に基づく実質使用料率の段階的な引上措置が適用されることにより、徴収額は前年度実績額を上回った。
- (26) 放送使用料(包括)が、NHK受信料収入の増加や、2015年度の利用割合確定に伴う追加請求などから前年度実績を上回った。他方で、CM放送使用料は、大手企業による管理楽曲の利用が減少したことから前年度実績を下回ったため、全体としては前年度をわずかに下回った。



- (27) 放送等民放各社の使用料の算定基礎である放送事業収入が、2016年に開催されたりオデジャネイロオリンピック・パリオリンピックの反動により減少した。またCM放送利用が低調であった。
- (28) 民放の2018年度放送事業収入が減少したものの、NHKの2018年度受信料収入が過去最高となり、CM放送においても企業の大規模なキャンペーンによりJASRACの管理楽曲の利用が増加したため、前年度の実績額を上回った。
- (29) 各年度の事業報告書及び記者会見資料に基づく。
- (30) 2014年度において、使用料の算定に必要な事業収入報告の提出が遅れていた有線テレビジョン放送事業者への対応を強化した結果、過年度分使用料の入金につながり、使用料収入は前年度を大幅に上回った。
- (31) 単純に下振れの幅を比較すると、2009年度徴収額の減少幅が遥かに大きかった。徴収額の多寡はもとも放送事業者の収入に左右されるものであるため、徴収額の変動をそのまま楽曲の利用割合の変動として見做すことができない。
- (32) 既述のように、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入をベースに算出されることになっている。2018年度の使用料徴収額は実質2017年度の放送事業収入をベースに算出されるため、2016年度オリンピックの反動の影響を受けた。
- (33) 一般社団法人日本音楽著作権協会「2020年度の事業」17頁（2021年5月19日公表）。
- (34) 一般社団法人日本音楽出版協会編『音楽著作権管理の法と実務』（一般社団法人日本音楽出版協会、2021）315頁、330頁。